

南丹市立殿田小学校いじめ防止基本方針<R5.4.改定版>

南丹市立殿田小学校

○はじめに

平成25年6月に制定された「いじめ対策推進法」の目的はいじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進していくことであり、その第13条には、「学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を定めるものとする」と規定している。

いじめは本校のどの児童にも起こり得ると考え、この卑劣な行為は絶対に許されないこと、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを共通認識し、いじめ防止に向け、日常の体制や具体的な方策を決めるとともに、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見・早期指導と対応に取り組み、適切にかつ速やかに解決するために『南丹市立殿田小学校いじめ防止基本方針』を定める。

○いじめ対策の基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

いじめ防止対策推進法第3条で示されている通り、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として、いじめ防止等の対策が行われなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策が行われなければならない。

2 いじめの定義

当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの認知、態様

それぞれの行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様としては、以下の通りである。

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
金品をたかられる
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
スマートフォン、タブレット等による、インターネットを介した誹謗中傷や
嫌なことをされる 等

○学校における施策

1 学校の取組

(1) 人権教育を基盤とした学校づくり

- ①人権教育を基盤として、道徳教育等を通して、人としての倫理観を身につけ、ものごとを正しく判断できようように指導するとともに、正義感や規範意識の向上、人を思う心情を育んでいく。
- ②「みんながわかる授業」づくりを通して、「自己有用感等」を醸成し粘り強く生きていこうとする力を育んでいく。
- ③一人一人の違いを認め合い、気軽に相談し合える温かい雰囲気のある学級集団づくりに努め、児童同士や児童と担任との信頼関係を築いていく。
- ④学級活動や委員会活動、異年齢班（かがやき班）活動等で、児童が主体的に活動する場を設定し、互いに相手を尊敬し認め合い、共に力を合わせていこうとする態度を育んでいく。

(2) いじめの未然防止と早期発見

①いじめの未然防止

- ・いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論し、いじめに対して正面から向き合うことができるような取組を充実させる。
- ・児童が自分の感情に気づき、適切に表現することについて学んだり、自己理解、他者理解を促進したりする取組を進める。
- ・「傍観者」から「仲裁者」や「相談者」が現れ、いじめられる側を守るという意思を示す児童を生み出す指導を行う。
- ・年間計画に基づき校内研修を充実させ、教職員の資質能力の向上を図る。

②いじめの早期発見

- ・あいさつや声かけを積極的に行い、児童の些細な変化を見逃さないようにする。また、小さないたずらに対しても敏感な対応をし、原因を明らかにする。

- ・学期に1回以上児童へのアンケートと聞き取りを実施し、いじめをはじめとする悩みや訴えを早期に把握し、的確な状況把握と効果的な分析に努める。
- ・教育相談を定期的に行い、児童の心情に寄り添い、いじめをはじめとする悩みや課題の共感的理解に努める。
- ・全教職員が児童の些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう、定期的な実態交流会を行い、組織的に指導、支援を行う。
- ・日頃から保護者と連携を密にし、児童の様子を共有する。

(3) いじめ事案への対処

いじめが発生した場合、別紙Ⅰの方策に従って別紙Ⅱに示すように校長を中心とした組織での対応に努める。

(4) いじめに対する措置（いじめ解消）について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）

②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童及び保護者との面談）

「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童、加害児童について、卒業するまで日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 年間を通した具体的な活動（※年間計画）

- ・別紙Ⅲ参照

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条で示されている通り、学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたり中核となる「いじめ防止対策委員会」を設置する。具体的には以下の役割を担うこととする。

- (1) いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作りを行う役割
- (2) 学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中心的な役割
- (3) いじめの相談、通報の窓口としての役割
- (4) いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- (5) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、いじめであるか否かの判断、指導

や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中心的な役割

※いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ防止対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法で対応する。

3 重大事態への対処

学校で次に掲げる重大な事態が発生した場合は、教職員の総力を挙げて被害を受けた児童の身の安全を確保するとともに、その事態が発生した原因の究明にあたる。

<重大事態について>

- (1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- (2) いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

<重大事態への対処について>

- (1) 京都府教育委員会、南丹市教育委員会との速やかな連携を図り（事案により南丹警察署、児童相談所等）、事案に対処する。
- (2) 事案に対する事実関係を明らかにするため、全力を挙げて調査を実施する。
- (3) いじめを受けた児童およびその保護者には、調査結果等必要な事項について適切に情報を提供する。

重大な事態への対応後は、十分な検証と予防策の検討を行い、児童全体への指導を強化し再発防止に全力を挙げる。

4 学校いじめ防止基本方針の評価と見直しの実施

いじめ防止基本方針が機能し、全教職員が児童の心理状態や健康状態、人間関係等を適切に把握し、いじめを見過ごしていないか、いじめが起らないよう未然防止の取組が進められているか、また、その内容は児童の実態に合っているか等をPDCAサイクルに則り随時点検、検証していく。

